

みなさん、おはようございます。日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。
通告に従い順次質問いたします。

まず、保育行政について3点質問します。

この項の1点目は、「子ども・子育て新システムの基本方向」についてであります。

平成22年4月27日、国において、「子ども・子育て新システム会議」から「子ども・子育て新システム」の基本方向が示されました。6月を目途に基本的な方向を固め、平成23年通常国会に法案を提出し、25年度の施行を目指すとしています。しかしながら、保育関係者からは、保育制度「改革」にあたっては、子どもの権利保障を第一に考える立場から拙速な結論は避け、当事者の参画による慎重な議論をすすめることを求める声が上がっています。

とりわけ「幼保一体給付(仮称)」や「こども園」などについては、全国保育協議会、全国保育士会から、「その目的や事業内容等が不明確であり、不明確なままで幼保一体化を拙速に進めるべきでない」との意見が出されています。全国保育団体連絡会からも、「保育に市場原理を持ち込むもの、公的責任の後退をもたらすもの」と危惧する見解が示されています。

今回は端的に幼保一体化について現在の倉敷市の見解、対応をお尋ねしたいと思います。

日本共産党は、この4月30日に「待機児童問題を解決し、安心して預けられる保育を実現するために」という緊急提言を発表しました。いま、必要な対策は、国民生活に多くの苦難をもたらした「構造改革」路線そのままの「国の保育所最低基準の廃止」などの保育制度改悪をただちにストップさせること。そして、公的責任の明確な現行制度を拡充し、国と自治体の責任で希望するすべての子どもに保育を保障する施策、すなわち 保育所の建設、 保育環境の向上、保育士の労働条件改善などをすすめることである、と申し上げておきます。

この項の2点目は、保育園給食の外部搬入方式について質問いたします。

厚生労働省は平成22年6月1日、保育園給食について施設外で調理した給食を保育所に運んで園児に提供する「外部搬入方式」を全国で実施できることを決定しました。

これは、「満3歳以上の児童に対する食事の提供に限り、公立・私立を問わず全国展開すること」との内容であります。私は、問題ありと考えています。

6月8日付読売新聞によりますと、「朝食抜きやアレルギー、園児への個別配慮が課題」「安上がりでも食育心配」とタイトルがつけられ警鐘が鳴らされています。

実施に先立つ1月27日には、全国保育協議会、全国保育士会の連名で「保育所給食は子どもの育ちを保障する基本機能です。保育の質を低下させる給食の外部搬入には、反対です」という声明が出されています。この中で、給食の外部搬入は、児童福祉施設最低基準違反であること。国が食育を施策として進めてきていることに矛盾すること。一人ひとりの子どもの発達過程や状況に応じた食事の提供が難しくなること。など8点にわたって危惧される意見を述べられています。私もその通りだと思います。

「子育てするなら倉敷で」を掲げている伊東市政において、よもや採用されることはないと思いますが、本市はどのように考えているのか見解を求めます。

この項の3点目は、公立保育園の職員配置についてお尋ねします。

倉敷市の公立保育園24園での保育士の配置状況は、正規215人、嘱託16人、臨時106人となっており、嘱託、臨時を合わせた非正規職員の占める割合は36%に上っています。この間、正規保育士の不足から臨時保育士にクラス担任を持たせるなどの事態もおこっていたとお聞きしました。

今年度、臨時保育士にクラス担任を持たせるのは不正常だ、ということから初めて嘱託の保育士の採用を行いました。しかし、これで問題が解決するのでしょうか。少なくとも臨時にかえて嘱託採用を行うということはその部分については、正規保育士が確実に不足していることの証ではないですか。

賃金についていえば、正規保育士と同じ責任ある仕事をしているにもかかわらず、年収200万円という低賃金、いわゆるワーキングプアの不安定な状態に置かれています。

勤務時間については、臨時保育士より嘱託保育士のほうが週当たり2時間30分短いためにその負担が正規保育士に及ぶという悪循環も起きているわけです。

保育士は乳幼児の日々の発達にかかわる専門職であり、ゼロ歳児から5歳児の保育経験、父母との信頼関係、集団としての力量が求められており、安定した雇用なくして本来の役割は果たせないと思います。

職員の不足は正規職員の採用で解決をはかるべきであり、この非正規率36%というのは正常な状態といえるのでしょうか、当局の認識を問いたいと思います。明確にお答えください。

次に、介護保険制度について、特別養護老人ホームの待機者問題にしばってお尋ねします。

6月10日付け山陽新聞に「特養待機者最多2,578人。調査を始めた2002年以来、過去最多」「総定員は1,482人で入所者数1,474人とほぼ満杯状態。この8年間で総定員は3割増だったのに対し、待機者数はほぼ2倍増となった。待機者数が総定員の1.7倍まで膨れ上がった」との報道がありました。

端的にお尋ねしますが、この特養の待機者問題、待機者解消のため倉敷市はどういった対策を取ろうとしているのかお示してください。

日本共産党国会議員団は、介護保険制度が施行されて10年が経過した現在、介護保険制度の検証をおこない、国民が安心できる介護保険制度の抜本的見直しの方向を明らかにするため、介護事業所、地方自治体、利用者など一般の方に向けて、4月15日から5月20日にかけてアンケート調査を実施しました。

地方自治体に対する調査は、全都道府県及び政令指定都市、中核市、県庁所在都市、東京23特別区の合計140自治体にアンケート用紙を郵送、45都道府県、83の区と市、合計128自治体から回答が寄せられました。回収率は91.4%です。

このアンケートの特別養護老人ホームの待機者解消策についての結果からお尋ねしたいと思います。全国的に深刻な施設不足に直面している実態が浮き彫りになり、待機者数と

定員数との比較で 1.5 倍以上が少なくなく、2 倍を超える自治体もありました。倉敷市も例にもれず 1.73 倍で、今後高齢化が急速にすすむことから、対応策は一刻も猶予を許さない課題であることを示しています。

深刻な施設不足の中で、待機者解消の見通し年数を明確に示したのは 3 自治体にとどまり、「見通しがたたない」は全体の 2 割近く、2 県と 20 の区と市。「なんともいえない」は 80.7%にのぼり、多くの自治体が先行きに不安を抱えている状況がうかがえます。

待機者解消策についての国への要望では、「基盤整備をすすめても介護保険料の値上げにならない対策を講じる」が 53.2%。「施設整備にたいする国庫補助制度を復活する」が 22.7%となっています。

長妻厚労相が 6 月 11 日の会見で、特別養護老人ホームなど介護保険施設の整備について次のように述べたと報道がありました。「施設に対するニーズが非常に高まっているということで、地方自治体が自由度をもった一定の判断ができるように... そういうような判断にした」これは施設整備を抑制してきた国の「参酌標準」を撤廃する考えを述べたものであります。「参酌標準」を撤廃するのは歓迎であります、それに伴う財政的処置がなされなければなりません。

倉敷市はこうしたことも含め、国に対して今後どういった働きかけをおこなっていく考えなのか、施設整備費に対する国庫補助制度の復活あるいは費用負担の見直し、また基盤整備をすすめても介護保険料の値上げにならない対策などを含め、求めていく考えなのかどうなのかお示してください。

次に、2011 年 7 月の地上デジタル完全移行に伴う対策について質問いたします。

来年 7 月 24 日の地上デジタル完全移行まで 400 日足らずとなりました。

今回は、経済的な理由で地上デジタル放送が受信できない方に対しておこなっている地デジチューナーの無償給付支援についてお尋ねします。

地デジチューナーの無償給付を受けられるのは、生活保護世帯、障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市民税非課税の世帯、社会福祉事業施設に自らテレビを持ち込んでいる世帯の方です。

経済的な理由によって地デジ難民を生みだしてはなりません、自治体の丁寧な取り組みが必要ではないでしょうか。現在、地デジチューナー無償給付の現状はどうなっているのかお聞きします。また、生活保護世帯だけでも約 4,300 世帯あり、この普及促進のためにはケースワーカーの果たす役割が大きいと考えます。訪問先で、「どうですか、テレビはもう地デジ対応になっていますか、支援制度もありますよ」と一声かけるのが効果があると思います。答弁を求めます。

次に、生活保護世帯以外の低所得者世帯などでも、地デジ対応が困難な状況も考えられます。国に対して給付対象の拡大を求める考えはありませんか。この問題では、3 月 30 日の参議院総務委員会で、わが党の山下芳生議員がおこなった給付対象の拡大を求めた質問に対して、原口総務大臣は「貧困世帯がさらに多くいるという認識をもっている」「拡大についても検討していきたい」と明言しています。どうでしょうか、答弁をもとめます。

次に、中小零細業者の支援について、小規模工事契約希望者登録制度の積極的な運用を求めて質問いたします。

この制度は、受注機会を拡大し、地域経済の活性化を図ることを目的とし、建設工事の入札参加資格を持たない小規模な事業者や個人について、市が修繕料で発注する 50 万円未満の小規模な工事の受注希望者を登録し、直接受注できるようにするためのものです。

制度が実施されて 4 年目に入りました。過去 3 年の実績を見てみますとわずかではあります、小規模登録業者への発注実績が上がってきてはいますが、まだまだ、この制度の趣旨が生かされているという実態にはなっていないと言わざるをえません。

平成 21 年度の実績は 188 業者が登録し、50 万円未満の修繕工事は約 9,600 件、金額で約 14 億 7,700 万円となっています。しかし、小規模登録業者が受注できたのは、約 1,400 件 14.8%で、金額は 1 億 3,900 万円 9.4%に過ぎません。圧倒的な部分は従来の建設業者への発注となっています。

また、発注部署別の統計を見てみますと、小学校、中学校は比較的割合が高く、中学校では件数で 43.8%、金額で 40.0%となっています。逆に、あえて申しませんが発注ゼロの部署もあります。

そこで、この制度の積極的な運用はかるための具体的な取り組みを求めます。ある意味、これは現場の職員さんの意識改革にかかっています。

また、随意契約では上限が 130 万円まで認められております。発注金額の上限額の引き上げが進めばさらに有効な支援になると考えますがどうですか、要望にとどめておきますが今後検討願えればと考えます。

なお今回は、中小零細業者の支援ということで質問をいたしましたので、ご了承くださいればと思います。

次に環境問題について 3 点質問いたします。

まず、光化学オキシダント対策についてお聞きします。近いところでは 6 月 11 日に注意報が出されました。

光化学オキシダントとは、気温が高く風が弱い日中に、自動車の排気ガスや工場の煙などに含まれる窒素酸化物や炭化水素の大気汚染物質が、太陽の強い紫外線を受け発生するもので、濃度が高くなると目がチカチカしたり喉が痛くなったり、また農作物などにも被害を及ぼすことがあるものです。

岡山県はオキシダント注意報発令回数が全国的にも多いと聞いています。環境省の「平成 20 年光化学大気汚染関係資料」によりますと、ベストテンに入っています。

倉敷市では「平成 20 年度大気常時監視測定局測定結果」によると「一般環境測定局の全 14 局で環境基準値 0.06ppm を超え、環境基準を達成できず、0.06ppm を超えた時間数は 8,485 時間で、前年度より 530 時間増加した」とあります。その結果、「光化学オキシダント情報の発令回数は 22 回で、そのうち 6 回は注意報の発令となった。近年、光化学オキシダント濃度は上昇傾向にあり、発生件数は平成 19 年度より増加した」と「倉敷の環境白書」(平成 21 年度版)に記載されています。

そこで、光化学オキシダントを発生させない対策を求めるものですが、これまでどのような取り組みをおこなってきたのか、そして、その取り組みにもかかわらず発生件数が増

加していることについて、どう総括しているのか。また、今後どのような取り組み、決意で光化学オキシダントを発生させないようにしていくのかお尋ねします。

この項 2 点目は、微小粒子状物質「PM2.5」など大気汚染物質の対策について質問いたします。

環境省は昨年 9 月 9 日に、粒径が 2.5 マイクロメートル以下の微小粒子状物質、いわゆる PM2.5 の環境基準を定め告示しました。この PM2.5 はディーゼル車の排ガスや工場、事業所からの燃焼物に含まれ、粒径が小さいために肺の奥深くまで届いて沈着しやすく、そのため吸い込むと呼吸器疾患だけでなく、肺がんや循環器疾患の原因にもなるとされています。1 日も早い対策が求められているところです。

国により、この PM2.5 について、今年度予算の中に試験的モニタリングの大幅な拡充が盛り込まれていると聞いていますが、現在の倉敷市の取り組み状況はどうかお尋ねします。

また、今後、新高梁川橋りょうの建設が計画されているようですが、完成すれば産業用大型車両の通行量が増加することは容易に想像がつきます。建設前に沿道の大気汚染物質を測定し、現状を把握しておく必要があると考えますがどうですか、答弁を求めます。

この項 3 点目は、「予防的原則」を明確にした本市の化学物質の削減に対する取り組みについて質問いたします。

近年、子どもたちの間で、心身の異常が年々増加をしていることが報告され、国においても「子どもの健康と環境に関する全国調査」を実施するとお聞きしています。この概要の中で、小学生のぜん息罹患率の増加が報告されています。1960 年の 0.5% から 2007 年には 4% と 8 倍になっています。環境要因、とくに化学物質が与える影響が大きいのではないかと危惧されています。まず、本市の小学生のぜん息罹患率の実態はどうかお尋ねします。

次に対策についてお尋ねします。

「予防的原則」を明確にしての対策が求められています。化学物質の製造や使用量の制限、安全性のデータがない化学物質は市場での流通・使用を認めない化学物質管理、企業に社会的責任を果たさせていく実効ある取り組みが必要と考えますが、本市でどのように取り組んでいくのかお尋ねします、答弁を求めます。

最後の質問は、改正貸金業法の完全施行にあたって、同法の正確な内容の周知徹底と実効ある対策を求めて質問いたします。

6 月 18 日、改正貸金業法が完全施行されました。同法は生活苦・経済苦での自殺者が昨年においても 8,377 人にも上るなど深刻な多重債務問題解決のため、2006 年 12 月に国会で全会一致で成立し、段階的に施行されてきました。わが党も一貫して多重債務者問題の解決のため、国でも地方でも取り組んでまいりました。

完全施行によって、借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐための総量規制、上限金利の引き下げ、貸金業者に対する規制の強化が図られることになり、多重債務者を生まない社会の実現に向けて大きく踏み出せたのではないのでしょうか。

今後、国において同法の円滑な完全実施に向けて、金融庁など関係省庁が取りまとめた「借り手の目線に立った 10 の方策」をすすめていくと聞いています。とりわけ、生活再建のための多様なセーフティネットの充実・強化、多重債務者に対するカウンセリング・相談のさらなる改善・強化、ヤミ金対策の強化、改正貸金業法等の広報活動なども含め、今後市としてこういった取り組みをおこなっていくのかお聞かせください。

そして何より悪質な貸金業者に頼らなくてすむよう、安心して暮らせる社会を築き、万一の場合は、政府や自治体が暮らしを支えることができる施策を充実させることを求めて日本共産党も頑張っていきたいと思います。決意を申し上げて質問といたします。